

議案第20号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月26日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

令和7年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の諸手当を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「100分の10」を「100分の11」に改める。

第21条第1項中「4,200円」を「4,700円」に、「6,300円」を「7,050円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）

新	旧
<p>第1条～第13条（略） （地域手当）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の11</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第14条～第20条（略） （宿日直手当）</p> <p>第21条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>を支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引続いて行われる場合には、<u>7,050円</u>を超える範囲内において町長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第13条（略） （地域手当）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第14条～第20条（略） （宿日直手当）</p> <p>第21条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,200円</u>を支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引続いて行われる場合には、<u>6,300円</u>を超える範囲内において町長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2（略） 以下（略）</p>